

インターネットからのお問い合わせも可能です。

↓WBC 海外ビジネス相談はこちらから

<http://www.ywbc.org/cgi-bin/contact2/contact2.cgi?lang=ja>

横浜ワールドビジネスサポートセンター (WBC)

横浜市中区新港 2 丁目 2-1 横浜ワールドポーターズ 6F

TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088

E-mail : open@ywbc.org

■ □ ■ -----

2. ----- ■ □ ■

<WBC 事務局より> ~お知らせ~

【WBC Facebook を更新しました】

WBC Facebook では日本国内の外国人及び海外へ向けて、英語で情報を発信しています。

WBC サービスのご案内、横浜市の概要や特徴、立地企業へのサポート、海外企業向けの最新のお知らせなどを英文で掲載しております。

関連機関の HP のご紹介やイベント情報など、海外からの様々な情報も随時更新しております。

↓WBC Facebook はこちらから

<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

■ □ ■ -----

3. ----- ■ □ ■

<横浜市及び WBC 事務局より>

【WBC インキュベートオフィスのご案内】

WBC では、外資系企業が横浜市内に本格的なオフィスや拠点を構えるまでの「インキュベートオフィス」を提供しています。

このインキュベートオフィスは、横浜に新たに設立された外資系企業（日本法人及び日本支店、駐在員事務所）向けで、入居後 3 年以上の事業計画があり、WBC を退去後に横浜

市内に事業所を設置する見込みがある企業を対象としています。利用期間は 3 年以内となっています。

WBC に入居している間は、アドバイザーが相談支援を行い、WBC の会議室等を無料でお使いいただけるほか、横浜ワールドポーターズ内のイベントホール等も割引料金で使用可能です。また、WBC の各種媒体（ホームページ・メールマガジン）を企業の PR・お知らせ等でご利用いただけます。

↓WBC インキュベートオフィスの詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.ywbc.org/office.html>

WBC インキュベートオフィスにご興味のある方は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

横浜市役所 経済局 国際ビジネス課 WBC 担当

TEL : 045-671-3834 FAX : 045-664-4867

E-mail : ke-wbc@city.yokohama.jp

■ □ ■ -----

4. ----- ■ □ ■

<横浜市より>

【新型コロナウイルスに関する市内中小企業向けの特別経営相談窓口設置】

新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける又はその恐れがある市内中小企業を対象として、横浜市経済局金融課、IDEC 横浜、横浜市信用保証協会に、「特別経営相談窓口」を設置し、資金繰りや経営に関する相談を受け付けています。

◎相談窓口の連絡先など詳細はこちら：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/soudan/tokubetsusoudan/20200130koronavirus.html>

◎お問合せ先：

横浜市経済局金融課金融係

電話：045-671-2592 FAX：045-664-4867

E-mail：ke-kinyu@city.yokohama.jp

■ □ ■ -----

5. ----- ■ □ ■

<横浜市より>

【新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内中小企業への資金繰り支援】

国による危機関連保証の発動を踏まえ、認定取得者向け制度融資メニュー「新型コロナウイルス感染症緊急特別資金（売上15%以上減少型・別枠プラス）」を創設しました。

◎資金の詳細はこちら

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/jyouken/corona-plus.html>

◎危機関連保証認定の詳細はこちら

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/nintei/kikikannren.html>

◎その他資金の詳細はこちら：

(1) 「新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上20%以上減少型）」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/jyouken/corona-tokubetsu.html>

(2) 「新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上5%以上減少型）」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/jyouken/corona-tokubetsu5gou.html>

(3) 「経済変動対応資金」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/jyouken/keizeihendou-korona.html>

◎問合せ先：

横浜市経済局金融課金融係

TEL：045-671-2592 FAX：045-664-4867

E-mail：ke-kinyu@city.yokohama.jp

■ □ ■ -----

6. ----- ■ □ ■

<横浜市より>

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

横浜市 HP において、新型コロナウイルス感染症に関連する最新情報を更新掲載しています。

下の URL をご確認ください。

◎詳細はこちら

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/covid-19.html>

■ □ ■ -----

7. ----- ■ □ ■

<WBC より> ～コラム「世界のあれこれ」～

【2020年4月・民事執行法の改正】

今年4月から民事執行法が改正され、強制執行がしやすくなると言われています。裁判をして債務者に対し〇〇万円を支払えという判決を取得しても、実際にその金銭を回収するためには、債権者が改めて裁判所に強制執行を申し立て、裁判所経由で取り立てる必要があります。また、強制執行を申し立てるためには、執行の対象となる債務者の財産を、債権者の側で発見して特定する必要があります。具体的には、不動産であれば所在地地番、預貯金等金融資産であれば預入先金融機関と支店名、給与や報酬であれば勤務先、を把握する必要がありますが、個人情報保護の壁もあり、債権者の側で債務者のこれらの情報を掴むのは容易ではありません。また、これまでも財産開示手続という手続を利用して、裁判所に債務者を呼び出して債務者から尋問する方法もあったのですが、違反しても30万円以下の過料の罰則があるだけで実効性がありませんでした（30万円以上の債務の取立てにあうくらいなら正直に答えず30万円の過料を支払うという理屈も成り立ってしまいます）。

そこで、今年4月からは、以下のように民事執行法を改正し、判決書等の裁判文書を持っている方について、強制執行をしやすくすることにしたのです。

まず、財産開示手続の罰則を、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金としました。これで債務者への心理的圧力を強化し、正直に回答させやすくすることを目指したのです。

次に、金融機関から債務者の預貯金等預入口座の存否に関する情報を、登記所からは債務者の不動産の地番等に関する情報を取得できるようにしました（ただし登記所は準備が間に合わず不動産に関する情報の取得は2年ほど先になるようです）。

さらに、養育費等の扶養に関する債権、生命身体の侵害による損害賠償請求権の取立てについては、市町村と日本年金機構から債務者の勤務先に関する情報を取得できるようにしました。

なお、不動産と勤務先に関する情報の取得には、まず財産開示手続を経たからでなければならぬとされました。

この法律改正は、今年4月よりも前に取得している判決書等の裁判文書にも適用されます。例えば、今年4月よりも前に離婚調停が成立して養育費の取り決めをした（この場合裁判所から調停調書という裁判文書が発行されます）のに、相手方が支払わず勤務先や居所もわからないので取立てができなくてお困りの方も、このときに作った調停調書をもって今年4月以降は勤務先情報を手に入れることができるかもしれません。活用してみてください。

【債権回収を得意とする弁護士】

■ □ ■ -----

WBC のサービスご案内

WBC では下記のサービスを行っております。

- グローバルビジネスに関する相談（貿易相談など）
- レンタル・オフィスの提供および入居者のビジネス相談
- 引き合い情報の提供
- WBC メールマガジンの発行
- Facebook での情報発信

横浜ワールドポーターズのご案内

WBC は横浜ワールドポーターズの 6 階に入居しています。

横浜ワールドポーターズは、「いろんな世界がここにある」というコンセプトのもと、ファッション、インテリア、雑貨、グルメ、フードなど個性豊かなショップが揃うエンターテインメントショッピングセンターです。5 階には 3D 対応のイオンシネマみなどみらいも併設されており一日中お楽しみいただけます。

<http://www.yim.co.jp/index.html>

WBC メールマガジン発行について

横浜ワールドビジネスサポートセンター（WBC）は、横浜市からの委託を受け、下記事業者が管理運営業務を実施しています。

発行者： 横浜ワールドビジネスサポートセンター
〒231-0001 横浜市中区新港 2-2-1
横浜ワールドポーターズ 6 階
TEL: 045-222-2030 FAX: 045-222-2088
<http://www.ywbc.org/>
<http://www.facebook.com/YokohamaWBC>

事業受託者： 株式会社パソナ
〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-2
TEL: 03-6734-1270 FAX: 03-6734-1274
<http://www.pasona-global.com/>

事業委託者： 横浜市経済局 国際ビジネス課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL: 045-671-3834
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/>

◆本メールマガジンに関してお心当たりの無い方は、本メールをこのままご返送ください。

◆本メールマガジンへのご感想ご要望は、mmq@ywbc.org

をお願い致します。

◆購読申し込み、購読中止手続き <http://www.ywbc.org/mm/>

(c); 株式会社パソナ 無断転載を禁じます。
